

平成 29 年

第 2 回 定例委員会

会 議 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

平成 29 年 第 2 回 <input checked="" type="radio"/> 定 例 <input type="radio"/> 臨 時 委 員 会 会 議 録			
委 員 会 日 程			会 場
開会日時	平成 29 年 2 月 20 日 午 <input checked="" type="radio"/> 前 <input type="radio"/> 後 9 時		佐渡市役所 畑野行政サービスセンター 3 階 大会議室
閉会日時	平成 29 年 2 月 20 日 午 <input checked="" type="radio"/> 前 <input type="radio"/> 後 11 時 18 分		
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分		
出 席 委 員	欠 席 委 員	会 議 録 署 名 委 員	
1 番委員 佐藤 辰夫		中村 友子	
2 番委員 仲川 正道		児玉 勝巳	
3 番委員 金子 眞理			
4 番委員 中村 友子			
5 番委員 児玉 勝巳			
議 案 説 明 の た め 出 席 し た 職 員			
学校教育課 課長 吉田 泉 管理主事 山田 裕之 課長補佐 伊藤 賢治 庶務係 中川 優子 書記（庶務係）土屋 康洋		社会教育課 課長 越前 範行	
傍 聴 人	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	有 の 場 合、別 紙 の と お り	
報 告 の 要 旨	「議事の概要」のとおり		

会議で行った選挙の結果		
なし		
会議に付議した事件の題目		
議案第2号 佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について 議案第3号 佐渡市コーポハウス条例の一部を改正する条例の制定について 議案第4号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第5号 佐渡市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について 議案第6号 佐渡市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について <協議事項> 平成29年度佐渡市教育委員会教育行政方針（案）について <報告事項> その他 <その他> 次回定例会開催日		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

<p>・ 佐藤委員長</p> <p>・ 吉田学校教育課長</p>	<p>◎本定例教育委員会は、午前9時00分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none">・ ただいまから平成29年第2回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。・ 初めに、日程第1、「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第21条の規定により、中村委員と児玉委員の2名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。・ 日程第2、議案第2号「佐渡市教職員の住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。なお、発言の際は挙手をした上、指名を受けてからお願いいたします。それでは、事務局の説明を求めます。・ それでは、2ページから5ページまでになりますけれども、一部改正でございますので、新旧対照表の方でご説明いたします。4ページをご覧ください。・ まず、佐渡市の教職員住宅条例ですが、市内設置の各教職員住宅に入居する際の資格等を定めた条例でございます。今回条例改正を行う一番の目的につきましては、合併以後、例えば小木教職員住宅は閉鎖しましたが、そういった閉鎖をしたことによる改正は行ってきましたが、内容について合併後統一されていなかった部分が散見されましたので、今回見直しをするものでございます。・ それでは、新旧対照表の第1条でございますけれども、これまで旧、右の方でございますが、アンダーラインのところ、佐渡市立学校に勤務するという規定でございましたが、今後は「佐渡市立学校等」と、「等」を入れさせていただきます。その「等」につきましては、第2条の方で説明いたしますが、これまでの佐渡市立小中学校に加え、今後は中等教育学校並びに県立特別支援学校、いわゆる佐渡市の小中学校の子どもを教えていただく県の教職員の方々も対象に、利用できるようにしたいというものでございます。・ なお、今現在の住宅の利用率につきましては、43%程度になっておりますので、そういった部分を有効活用したいということで、今回変更するものでございます。・ それと、これまで、入居者以外の方々の規定が明確になっていませんでしたので、今後は第2項ですが、現に同居をし、同居しようとする親族等の規定を入れさせていただきました。・ 第3条ですが、これまでの記載につきましては、申し込みがあった者のうちから入居者を選考しなければならないというアバウトな表現でございましたけれども、今後は規則で定める申込書を正式に提出いただいて許可を受けるという変更でございます。・ 第3条の2としましては、住宅の使用期限を3年ということで期限を切らせていただきました。なお、これにつきましては、更新ができるものでございます。この3年の根拠でございますが、現在、佐渡市の普通財産の貸し付けの事務取扱要綱がございまして、その中の建物は、建物を使用させるためにその建物の賃借権を設定するという場合、3年という一定の規定がござ
----------------------------------	--

<p>・佐藤委員長</p> <p>・仲川委員</p> <p>・吉田学校教育課長</p> <p>・仲川委員</p> <p>・吉田学校教育課長</p> <p>・仲川委員</p> <p>・児玉教育長</p>	<p>いますので、これを参酌いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4条でございますが、これまで日割り計算という規定がございませんでした。実際規定があったのが合併当時に畑野町にございます宮川、新旧対照表の一番下の所に表がございますけれども、畑野の教職員住宅につきましては、右の方の旧の所を見ていただきますと、備考欄に1と2という説明がございます。右の説明の中に使用期間が1カ月に満たない時はその月の使用料を日割り計算すると。旧市町村ごとに教職員住宅がございましたけれども、畑野の住宅のみに日割り計算がございました。これをこれまで準用していたということがございまして、これを全ての教職員住宅にこの規定を入れるということで、第4条の中に敢えてこれを盛り込みました。そうしますと、全ての住宅に盛り込んだ関係上、今度畑野の教職員住宅に備考の2番ですね、これを残しておく必要がありませんので、これを削除いたします。 ・ 以上、いわゆる教職員住宅のこれまで合併後整理されていなかった部分につきまして改正をするものでございます。主な改正の中身は、入居者の資格、使用期限、日割り計算等々を入れさせていただきました。 ・ 以上です。 ・ ただいまの説明に対する質疑等はございませんでしょうか。挙手をお願いいたします。 ・ この改正についてでありますけれども、先程入居率43%というふうに言われました。住宅というのは使わないより使った方がかえって手入れができてよいと考えておるんですが、この度中等教育学校と特別支援学校の職員にも使ってもらおうということで、結構なことだと思います。中等教育学校については、中学籍と高校籍の方がいらっしゃるけれども、そのことについては特に中等教育学校であればどちらの籍であってもよろしいという… ・ そのようにしました。実際のところ高校籍の方も中学生を教える場合があるというふうなことを聞いておりますので、当初は区分する予定だったんですけれども、その辺のあたりがファジーになりますので、だったらいつそのこと前期課程の生徒を教える可能性があるということであれば、前期課程にこだわらないというふうにさせていただきました。 ・ 特別な壁は設けないということなんですね。 ・ はい。 ・ わかりました。ありがとうございます。もう一点、確認ですが、教職員対象ということは、いわゆる事務職員であっても入居できると考えてよろしいですね。 ・ 今の仲川委員の質問なんですけれども、新潟県の条例がありますよね。教職員の勤務時間とかなんとか、そこに規定している教職員という捉えです。ですから、校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭とか、そこに事務職員とか、講師等を含むものでありますので、その規定するものというふうに準じてここに組みたいと考えておりますので、事務職員も含まれます。
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 ・吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先日いただいたものには、中等教育学校前期課程に限ると（ ）づきで入っていたんですが、先程のファジーになるのではという… ・ まさしく仲川委員の指摘された意見が他からも出まして、学校等にいろいろ確認したら、高校籍の先生が教えることはあり得ないと思っていたんですけれども、それが、可能性があるということで、わかりやすくするには佐渡市の小中学生を教える先生に住宅を使用していただきたいということになりますと、その区分が明確にできなかったものですから、いっそのことその枠を外しました。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中等教育学校中等部というか、前期課程があるということで、学校給食などは佐渡市は区別していますね。ちょっとこれ関係ないんですが、職員には、そういった市と県との擦り合わせというか、その辺りは何か同じ建物の中においても給食は高校籍はあげないでというのはどうなっているんですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員にも配食しておりますが、そこは前期課程に限ってです。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 ・吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そこは、先程言うものとは矛盾しないですか、市の対応として。 ・ そう指摘されればそうかもしれません。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 ・山田管理主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理主事さん、中等への異動というのは私も経験がないんです。あの時は、異動する時は完全に辞職願を出して行きますよね。 ・ 中等教育学校に異動の際には辞職願を出していただきまして、新たに県採用という形になって異動していただきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なぜこういうこと言うかといいますと、例えば以前、理科センターの職員、同じ建物の中においても、この人たちは立場が違うから、給食は配給できませんと言って突然切られた。同じ部屋で同じ校舎の中に、あれは施設としては異なりますが、そういった厳密な、その辺きちっとされた。あつ、きちっとされているな、いたし方ないのかな、こういうことがありましたが、このあたりが私は学校給食の審議を佐渡市がされた時に佐渡市だけというふうには聞いたんですが、そういう対応されている。どうもその辺りがすっきりしない。そして、今回こういうふうになって、どちらかという島外の方では、教職員住宅は民間のものが充足しているから、教職員住宅を廃止していく方向にもっていきますと言ってやっているわけですが、そういったのが佐渡市には全然ないんですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市も整理統合の方針であります。
<ul style="list-style-type: none"> ・児玉教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員住宅ということで民間のそういったアパート等よりも安いというのがあります。特に若い人、まだ給料が低い人にとっては非常に助かるものであるというような認識でありますし、ある程度住宅は確保しておかなきゃならないなというふうに考えています。特に遠隔地と言いましょか、そういうところはやっぱり通勤が大変になるわけですので。今の中等の給食の関係

	<p>で言えば、前期課程の生徒が給食を食べるということは給食指導に当たる人がいるわけですね。ですから、給食指導に当たる職員については、佐渡市の方も同じように学校給食ですので、給食提供しているというような捉えでいます。高校、後期課程の方は、弁当を持ってきているわけです。そういうところまで広げると、じゃ別の高等学校はどうなるかと、同じ佐渡の子どもたちとして。そういうようなところがあって、住宅については、今前期課程の方も高校籍を教えるというようなこともありますので、希望があれば受け入れるけども、給食はその辺りは給食指導に当たるというような意味合いを含んでいるというような捉えでいます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先ほどの私の意見とほぼ同じ内容になるかもしれませんが、充足率が半分に満たないという状況の中で、余り厳しくするよりも、是非あるうちに使ってもらおうという方向の方が私は職員の福利厚生やその他の面で有効だと思っていますので、あまり垣根を高くしないで、正常な形で使ってもらいたいと願っています。それに例えば学校現場が、恐らく講師の採用、常勤も非常勤も併せて、講師の採用でなかなか苦労している現状があるだろう。その時に新潟の方から若い講師の先生に来てもらう時に民間のアパートに入ると、敷金、礼金その他大変な費用がかかる。その中でこういうふうな教員住宅があるということは、そういう高額な費用にならないということと呼びやすいということもありますので、是非私は有効活用していただきたいと考えています。それから、今回中等教育学校について非常にゆったりと見ていただいたことは、私はよいことだと考えています。 ・ 最後に1点質問なのですが、ちょっと理解ができませんので、お願いします。1戸に2世帯入居する場合という表現があったんですが、具体的にはどういうことでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児玉教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員住宅の中に一戸建ての住宅がありまして、部屋が幾つもあると。3LDKとか。そこの所に単身で、1人であるよりも、2人でも住めるということになれば2世帯というような、ここに書いてある2人一緒に同居するような場合もあり得る、そういうことだと思うんですけども、2世帯というのは。畑野の住宅、多田は一戸建てで非常に恵まれている住宅なんですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今ハウスシェアというのが流行っていると言うんだけども、そういう発想なんですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児玉教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうです。ここに書いてある1戸に2世帯半額というのは、そういった場合ということです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私もそれはどういう状態かなと。そうすると、佐渡市は2人と契約をするという格好になりますね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同じ部屋をね。ありがとうございました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私、冒頭申しましたけれども、現在、旧10か市町村のうちに佐和田と金井と小木は昨年度廃止しましたので、7か所の教職員住宅になります。実際

<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 ・委員全員 ・佐藤委員長 	<p>その中で畑野は宮川と多田という2つございまして、実際7地区、8つの住宅ということで条例規定をしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他よろしいでしょうか。 ・ 質疑なし ・ それでは、質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第2号「佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・ 次に、日程第3、議案第3号「佐渡市コーポハウス条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案、7ページから10ページまでですが、9ページ、10ページの新旧対照表をご覧ください。コーポハウス条例の一部改正でございますが、まず先程の住宅とどう違うかというのが第1条の方に規定をされております。旧の方見ていただきたいのですが、佐渡市内に勤務するサラリーマンという記載がございまして、先程の教職員住宅は教職員、教員とその家族に限りでしたが、このコーポハウス条例につきましては、福祉施設という位置づけが当時畑野町でされておまして、民間の方も入居ができるというものです。 ・ 改正の中身につきましては、先程の教職員住宅と全く同じ考えで変更いたしました。唯一違う箇所につきましては、第6条です。入居者の費用負担義務、これは実は教職員住宅にはもともと規定をされておりましたが、こちらの方には規定がなかったものですから、第6条の2に掲げる入居者の負担、1号、電気、ガスから第4号の共同施設の使用に要する費用ということを、教職員住宅と同じ規定をここに盛り込ませていただきました。内容については先程と全く同じ考えでございます。 ・ 以上です。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑等はございますでしょうか。 ・ 事前にこれをいただいて実は理解できなかったことがありまして、何で教職員住宅があるのにコーポハウスというのがまた二重にあるのか、その辺何か経緯があるんだろうと思いますが。
<ul style="list-style-type: none"> ・吉田学校教育課長 ・児玉教育長 ・仲川委員 ・児玉教育長 ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畑野町の時代に、これは福祉施設となっておりますので…申しわけございません。今その経緯は存じていません。 ・ 恐らく補助金がそういった厚生労働省関係からのもので建設した、そういった住宅だと思うんですね。ですから… ・ 教育委員会が管理するように使ったわけですね。 ・ はい。恐らくそうだと思います。だから、民間の方も入居していたというような経緯があります。 ・ 築何年になりますか。

<ul style="list-style-type: none"> ・伊藤学校教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成7年に建てられています。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ちょっと不思議な感じがしたものですから、質問させていただきました。
<ul style="list-style-type: none"> ・吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・もう一つ、法令というか、条例の中に「サラリーマン」という言葉は、これは随分俗語的だなと思うんですけども、どういう理解ですか。給与生活者という意味ですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・伊藤学校教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回、これについては、見直しの際は検討していません。
<ul style="list-style-type: none"> ・金子委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・これも見直しをしようと思っていたところなのですが、当時畑野町が「サラリーマン」で作られていたので、そのまま引用しています。確かにこの言い方はあるのかという議論もありました。今回の改正ではこのままです。
<ul style="list-style-type: none"> ・伊藤学校教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ということは、例えばですけど、農業の人とかは入れない。新しく例えば農業をやろうと思って来た人、どこにあるのかわからないんですけど、私も「サラリーマン」という用語が引っかかって、一体どういう人のことを、今どきこれでどういう職業の範囲を、というのはその前のところに市立学校職員を市立学校等教職員という結構細かい部分で規定を改正するのであれば、「サラリーマン」という何だかよくわからないという、本当に給与所得のみで生活している人という捉え方なのか。自営業の人はだめなのかとか、何かすごく曖昧でおかしいなと思ったんですけど。
<ul style="list-style-type: none"> ・金子委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・私も当時畑野町の条例について詳しいことはわかりませんが、聞いているところでは、条例の中にこのコーポハウス、もともと教職員に使ってもらうというのが一番主眼であります。それと、「サラリーマン」というのが転勤でこっちに来る方、ずっとそこに定住するという意味ではなく、何年という縛りはありませんでしたけれども、転勤する人たちをここに住ませるとい、そういう定義が条例の中にあつたので、それを広く「サラリーマン」という表現を使っているようです。ただ、ここで意図するのは、まず第1に教職員の方に使っていただく、その他に転勤族の方から使っていただく、そういう意味合いです。
<ul style="list-style-type: none"> ・金子委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・転勤族の方というのは、入居者等の資格のところにもそういう何かあるわけですか、記述が。ここでは多分略されている。というのは、それも何かおかしいような気がする。
<ul style="list-style-type: none"> ・児玉教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・畑野町時代のものがそのまま残っている条例だと思いますので、補助金等の期間が過ぎて、その運用等についても佐渡市が自由にできるんだということであれば、同じようにこの住宅も他の住宅と同じような形にした方がよいと考えます。その点よく調べないとだめなんだよね。
<ul style="list-style-type: none"> ・吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。補助金をもらっておりますと、先程の教職員住宅の方については届け出で許可するんです。実際は佐渡市立の教職員ということで当時計画されて造った建物ですが、一応、補助金上は届け出さえすれば大丈夫だということです。ただ、こちらの補助金は確認していませんので、恐らく同様な取扱いになっていると思います。かなり国も弾力的に運用するようになってお

<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 ・金子委員 	<p>ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そうしますと、確認ですが、これはこの「サラリーマン」というもの、例えばどういう用語が適切かどうかはこの後として、先程金子委員がおっしゃいました給与所得者という言葉に置きかえるというか、修正した内容でというわけにはいかないのですか、この場所。せつかくこうやって出て。ちょっと今風でない。「サラリーマン」という言葉を。金子委員が、先程言った給与所得者、転勤族と言ったらおかしいのでしょうか。 ・ 転勤族であったり、給与所得者の辺りに限定する意味がどこにあるのか。だったらこれから起業する人はここ入れないよということですし、農業に従事しようと思ってどこかから来た人もだめということで、何でそこでそういう差別をしなければいけないのか。それであれば教職員に限った方がまだすっきりするような気はするんですけど。
<ul style="list-style-type: none"> ・児玉教育長 ・伊藤学校教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の附則というか、何か説明が書いてあるでしょう。 ・ 入居の資格ということで読ませていただきますが、1号に佐渡市立学校に勤務する教職員であること、これはよいですね。2号として佐渡市にある事業所に勤務する者で常に勤務地を変更する職員であること、そういう表現になっています。
<ul style="list-style-type: none"> ・金子委員 ・伊藤学校教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それで、転勤族という部分を表したと。 ・ それを想定しています。「サラリーマン」という言葉、本当にこの条例に合うかどうかということについては言われるとおりでと思います。ただ、今回この表現については広く「サラリーマン」という表現で置いているだけで、確かに改正する余地はあると思いますが、今回の改正の中では一番主眼である入居の資格と、あと日割り計算の内容についての改正を中心にやらせていただくということで、ここは全部改正をする時に考えてみたいと思っております。
<ul style="list-style-type: none"> ・児玉教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条件を外せるものであれば外したいと思いますが、どういう目的で建てたものかというようなところでもう1回ちょっと調べさせてください。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これをこのまま出すと、議会でもこれについて意見が出るんじゃないんですか。普通読むと「あれっ」てみんな考えるところですから。
<ul style="list-style-type: none"> ・児玉教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ここのところは今までどおりのところをもってきているということで、本旨は入居資格と日割り、その辺りにあるということで、ここはもう1回こちらの方でいろいろ調べさせて欲しいということで説明したいと思っております。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ちょっと現状を伺っていいですか。具体的には何も書いていなかったけれども、今何世帯入居できるような設備があって、実際に何世帯が入っているか。その中で教職員等々やいわゆる「サラリーマン」が、何世帯入居しているか、そこを教えてください。
<ul style="list-style-type: none"> ・吉田学校教育課長 ・伊藤学校教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 13戸中の10戸が埋まっているのですが、今サラリーマンが何世帯というのはちょっと… ・ 私全て教職員という話しましたが、10人入っているうちの1人はサラリーマン、9人は教員。ALTさんも含めてです。それで、応募については

<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 伊藤学校教育課長補佐 ・ 佐藤委員長 ・ 仲川委員 ・ 児玉教育長 ・ 仲川委員 ・ 佐藤委員長 ・ 委員全員 ・ 佐藤委員長 ・ 委員全員 ・ 佐藤委員長 ・ 越前社会教育課長 	<p>広く公募はしていません。学校の方からこういう先生が入ってくるので、教員住宅の照会があって、こういうのがありますよというふうにして話をしているということです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ もう1度、何戸、何世帯分ある？ ・ 13戸です。13あるうち10戸が埋まっています。 ・ よろしいですか。 ・ 実情はわかりました。サラリーマンという言葉は置いておいて、こうやって一般の方も入れる可能性があるということであれば、公平、公正ということを考えなければいけませんね。 ・ 教員の入居を優先にして、そして空くのであれば無駄のないようにということで広報といたしましょうか、周知できるような形を考えていきます。 ・ あくまでも一時的な住まいという形のもの何かこの条例の中に入れないと、入ったけれども、出ないというようなことになると、またそれもおかしなことになりますしね。 ・ それでは、この件、質疑よろしいでしょうか。 ・ 質疑なし。 ・ それでは、質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。本件を原案どおりに決することにご異議ございませんか。 ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第3号「佐渡市コーポハウス条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・ 次に、日程第4、議案第4号「佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 ・ 議案第4号「佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」です。11ページからになります。本議案につきましては、金井地区に公民館調理室を設置するための公民館条例の一部を改正するものであります。金井地区には、市が所有します適切な調理室がないということから、調理に関する事業につきましては、他の地区で行っておるのが実情でございまして、利用者から金井地区に調理室の設置の要望がございまして、そのことから、『伝統文化と環境福祉の専門学校』内に調理室があります。それで、学校の協力を今回得ましたので、それを佐渡市で借り受けをいたしまして、公民館の調理室として市民に提供するものであります。 ・ お手元の資料の13ページ、新旧対照表で説明をしたいと思います。旧の方で第3条、地区公民館の名称及び位置は次のとおりとするということで、金井地区の公民館につきましては、佐渡市千種240番地というものを、新では、この番地に加えまして、及び佐渡市千種丙202番地1ということで、これが先程言いました『伝統文化と環境福祉の専門学校』の番地ということで
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 ・仲川委員 ・越前社会教育課長 ・仲川委員 ・越前社会教育課長 ・仲川委員 ・越前社会教育課長 	<p>あります。これを追加したいというものでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それに伴いまして、別表の第 12 条関係という所で、金井地区公民館については、佐渡市金井コミュニティセンター条例別表に定める額というもので使用料を決めてございますが、これを室名の所で、調理室以外の室というものについては、先程言いました佐渡市金井コミュニティセンター条例の別表に定める額としまして、調理室につきましては、使用料、1 時間当たり 800 円という金額に設定したいということで考えております。この 800 円につきましては、他の公民館地区の施設に面積割で金額するというので、1 平米当たり 8 円という金額で出しておりますので、これに乗じた額ということで、この調理室につきましては、108 平米ございますので、その端数を切り捨てて 800 円という金額ということになります。それで、この度改正をしたいというものです。 ・ それでは、質疑ございますでしょうか。挙手をお願いします。 ・ 先ほどの使用料の話で、800 円を佐渡市が専門学校に利用時間に応じて支払うというふうに理解してよろしいんですか。 ・ 先ほど言いました佐渡市が借り受けをするということになりますので、条例が通った暁には 4 月から賃貸借契約を結ぶということになります。今の考えでは 10 年間の賃貸借契約を結ぶという計画でありますが、佐渡市の施設になるということになります。使用料については佐渡市の収入になるということになりますので、賃貸借契約分お支払いして、いただくものは、市民からの使用料については市の方に納入してもらうというような形で、あくまでも市の施設と、公民館施設ということであるということになります。 ・ 以上です。 ・ はっきりと賃貸借契約が幾らになるかということとは言えないんだろうけれども、今言った 800 円というのは、利用者が市に対して払うということなんですね。1 人が 800 円ということなんですか。集団でということ… ・ 1 団体 1 時間使うと 800 円ということになります。ただ、公民館の自主講座に入っているサークル、団体については減免がありますので、7 割減免になりますので、実質 240 円という金額で使えるということになると思います。 ・ 10 年間の施設借用ということなんですが、そうすると施設の管理とか、設備や備品等の更新とか、そういうものも佐渡市の方にかかってくるということになりますか。 ・ その部分については、賃貸借契約、建物自体は借りますけれども、そこにある備品とか、消耗品については、全て学校の方でお願いしたいということにしていきたいと考えていますし、それでお願いしているところです。 ・ ここの調理室、先ほど言いました 108 平米ということで、島内で一番大きな調理室になりまして、調理台が 9 台ありますので、それに伴って設備類も当然たくさんございますので、学校の方では是非それを使っていたきたいというふうなことで了解は得ているところでございます。
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私もこれは有効利用ということで結構かなと思います。本を正せば佐渡女子高校の家庭科教育の時の調理室ですので、相当広々したよいものがあるはずなんですけれども、今度逆に、10年間契約した場合に、専門学校がその調理室を使いたいという時には、佐渡市に利用願を出して使用料を払って使うということになるんですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校が使う時については、使用料は取りません。あくまでも学校の授業ということになりますので、そこは学校で使っていただくという中で、そこは市民が使う所と日程の調整をしながらやっていくということを考えています。学校としましても、市民の方々が学校に来ていただけるということになると、その方々との交流とか、それからその方々から料理を教えてもらうとか、そういう市民との交流も広がるということでもありますので、そこは学校としてもありがたいということを言っていますので、そこは調整をしながらやっていきたいというふうに思っています。先程言いました学校が使う場合については取らないと、減免と言いますか、学校側も使うということになりますので、学校の授業の中で使っていただくということで考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 ・委員全員 ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他に質疑等ございませんでしょうか。 ・ 質疑なし。 ・ 質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第4号「佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・ 次に、日程第5、議案第5号「佐渡市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第5号「佐渡市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。15ページからになります。よろしくお願ひします。この規則の改定につきましては、佐渡市の図書館、図書室の運営の均一化を図るということでもあります。今図書室が5つございますが、そこに専門の職員、専任職員というのは一部おりますけれども、殆どいないということでもあります。それから、この室については土日については今閉館しているということもございますので、これを専任の職員を全て配置するというに伴いまして、土日を開館するということを平成29年度から実施をしたいということもございます。これによりまして、図書室の利用者のサービスの向上を図っていきたいということを考えておるところでございます。 ・ それで、お手元の資料の18ページ、19ページの新旧対照表でご説明をさせていただきたいと思ひます。第3条の開館時間でございます。そちらの方に、旧の方では中央図書館、それから地区図書館ということで4館、それから分室となっております。これが先程言いました図書室という部分でござい

<p>・佐藤委員長 ・仲川委員</p> <p>・越前社会教育課長</p> <p>・佐藤委員長 ・仲川委員 ・佐藤委員長</p>	<p>ます。5つございます。それで、今回改正したいのが分室、図書室の所でございますが、現行では午前8時30分から午後5時となっておりますものを地区図書館、先程言いました均一化ということで午前9時から午後5時までということでこれを合わせたいということでございます。図書室にはほとんど地区教育係がいるところに図書室があるものですから、職員が行くということで8時半からとなっておりますけれども、やはり図書館と合わせるべきだということで、今回改正するに合わせて均一化を図りたいということで、今回このような改正をさせてもらいたいということでございます。</p> <p>・ それから、先程言いました休館日のことでございます。そちらにございますが、今回改正する部分については、一番下の所の図書室の所でございます。アンダーラインが引いているところ、相川図書室から赤泊図書室までの部分で、(1)のところ、土曜日及び日曜日ということで休館日になっているものを、新では相川図書室、新穂図書室、羽茂図書室については水曜日を休館にしたいということでございます。それから、畑野図書室、赤泊図書室を木曜日にしたいというものでございます。このことによりまして、室の曜日を変則的に変えるということで、市民もその件についても利便性を図るということでこのような改正を行いたいということで今回出させてもらいました。よろしくお願いいたします。</p> <p>・ 質疑等ございますでしょうか。挙手をお願いします。</p> <p>・ 分室の休館、休業日についてですが、これまで土曜及び日曜となっているものを平日にするというのは、図書室の利用については利用しやすくなるということで方向性としてはよいかなと思います。ただ、職員の配置、勤務の問題で、なかなか小さな所ですので、ひょっとすると無理も出てくるかなという気持ちでちょっと心配な点があります。ただ、方向性としては使いやすくなると考えています。</p> <p>・ ただ、分室によって水曜とか、木曜とか、それから図書館の方は月曜とか、曜日が違うというのはどんなものでしょうか。この機会に全部月曜に合わせてしまって、佐渡は、月曜は図書館、図書室は使えないという理解の方がかえって混乱なくていいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。</p> <p>・ そういう意見も確かにございました。ただ、月曜日、図書館を借りたいという人がいた時に、全部の休館日を月曜日にしますと図書館が使えないということもございまして、図書館が使えない時に図書室が開いているというところで、そういう時は図書室に行って本の借り出しができるということがありますので、そのところは、先ほど言いました市民の利便性といいますが、サービスの向上というところで、この方がよいかなという我々判断でさせてもらったというところでございます。</p> <p>・ いかがでしょうか。</p> <p>・ 私は、まとめた方がよいという意見ですけれども。</p> <p>・ 私も最初事前にいただいたものを読んだ時に、なぜずらしてあるのかなと。なるほどそういう配慮もあるのかなと今思っているんですが、私として</p>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・越前社会教育課長 ・仲川委員 ・佐藤委員長 ・委員全員 ・佐藤委員長 ・委員全員 ・佐藤委員長 ・吉田学校教育課長 	<p>も本当は揃っていた方が自然というか、今日はここの図書室は閉まっているからということが事前にわかっていたら、土曜、日曜もあるわけですし、他の曜日にもという計画にして、そうトラブルは、今日借りなければということはありませんか。わかりやすい方がよいのかなとは思ったのです。そういうことを承知の上で別の意味で配慮されたとなればよいかと思うんですが、特に水曜日、木曜日を、何故、同じ分室でも意図的に分けてあるのか。他の地区の図書室へ行ってまで借りなきゃいけない事情というのはそこまであるのかなという、しかも平日ですね、と思ったのですが。そういうことであれば。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回このように変えさせてもらいまして、1年間これでやらせてもらって、トライアル的な、社会実験的な部分で、今後市民の方々がどういう判断をされるかというところを見ながら、またアンケート調査とかも取りながらやってみたいというふうに思っています。これでよいのか悪いのかわかりませんが、1回やらせてもらって、そここのところを見て、また改善するところは改善していきたいと思っております。 ・ あえて反対はしません。是非それでやってみてください。ただ、社会実験をするなら逆だろうなと思いますね。全部月曜日にまとめて、全部まとめることについて異論がいっぱい出ているようであれば、その時に利便性ということを考えればよいかなと私だったら考えます。これは例えば医療機関であれば、こんなふうに分けて、どこへ行けば今診てもらえるというのは大変有効だと思うんですけども、ある程度予定の立つものですね、読書というのは。この日に行けば全部閉まっている、この日は我慢しようというふうに考えてしまえば混乱がないだろうと私は思っているものですから。 ・ 他に質疑ございませんか。 ・ 質疑なし。 ・ それでは、質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。 ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第5号「佐渡市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・ 次に、日程第6、議案第6号「佐渡市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 ・ それでは、20ページ、21ページです。まず、20ページでございますが、教育委員会の権限に属する事務の補助執行ということで、これは地方自治法の180条の7に規定されております。今お配りした資料でございますが、そのまま読ませていただきます。普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若し
---	--

くは地方事務所、支所若しくは出張所、第 202 条の 4 第 2 項に規定する地域自治区の事務所、第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調整させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

・ つまりこれは、もともと教育委員会の所管でございます事務については、この 180 条の 7 の規定に従いまして、市長部局の職員にその事務をさせることができるということを書いた規定でございます。内容につきましては、委任と補助執行の 2 通りがございますけれども、今回は補助執行ということでございます。委任というのは全て権限を与えるという意味でございますが、補助執行というのは事務の一部につきまして市長部局の職員にその事務を行っていただくというものでございます。今現在、文化財に関しましては、世界遺産推進課の方の所に所管を移しております。これも実際、補助執行させております。教育委員会においては、例えば文化財保護審議会の諮問等についてこの議案に出てくると思いますが、補助執行については、通常の事務は所管の方の市長部局の方の課がやりますが、最終的な決定、判断等については教育委員会の方が権限を持っていると。そのようなものが補助執行ということでございます。

・ 21 ページをご覧ください。今回この規定に基づきまして、市長部局の方に事前に協議をかけるということが必要になります。協議する内容につきましては、記載のとおりでございますが、ちょっと 1 点誤謬がございました。直してください。1 行目の真ん中程に「事業量の調停」とございますが、裁判の「調停」になっておりますので、「定める」です。申しわけございません。通常幼稚園で予定をしております通常の一般事務等につきまして、記載の内容等について補助執行をお願いするということを事前に市長の方に協議をかけるという内容でございます。ちなみに、新年度の組織変更の中で「子ども若者課」が新設されますので、そこの方の所管になります。

・ 以上です。

・ 佐藤委員長

・ 質疑等ございますでしょうか。

・ 1 つ確認なんですけど、先ほど地方自治法を読んでいただきました。下から 2 行目の「委託して必要な事項を調査させることができる」なんですけど、「調整」というように聞こえたけど、「調査」なんですかね。

ちょっと私も不勉強で、具体的にどういうことなのかなという、調査させることができるということですね。

・ 他に質疑等ございませんでしょうか。

・ 委員全員

・ 質疑なし。

<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第6号「佐渡市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について」は、原案どおり可決されました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20分に再開しますので、ご協力お願いします。 ・ (暫時休憩)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、定刻になりました。再開いたします。 ・ 日程第7、協議事項に入ります。「平成29年度佐渡市教育委員会教育行政方針(案)」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田管理主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月の定例教育委員会でこういう方向性で今年はお願ひしたいということで教育委員の皆様からご承認いただきましたけれども、今回少しこれについて、内容についても検討する時間が取れそうだという話を伺いました。せっかくですので、見ていただきまして、多少なりともご意見をいただいたもので議会の方に説明するような形にしたいと思って事前配付をさせていただきました。 ・ なお、本日またアンダーラインを付けたものを当日配付ということにさせていただきますんですが、変更点は、社会教育課の部分がちょっと追加されて出てきているということで、7ページから後ろに赤で表示されている文字、これが変更点というか、追加点という形になるかと思ひます。 ・ 一つ一つ内容については読んで説明ということにはしないでおきたいと思ひしております。例えば2ページをご覧いただきたいと思ひのですが、前回も同じような説明はしたかと思ひますけれども、「基本目標1番について」ということで、その施策のタイトルの話を一つ一つ書き、なおかつそこについて少し補足を加えたということです。特に来年度、実際にやろうということで動き始めている部分につきましては、赤のアンダーライン、波線をつけてあるところです。多少なりとも具体性をもたせたいと思ひまして、その後各担当指導主事の方にも確認をしまして、指導主事の方から提案いただいたものにつきましても、さらに書き加えられた部分もあります。 ・ そして、先ほど言いましたように、7ページからは社会教育課の方が今回変更と加除訂正というところで7ページ、8ページのところにこういうような変更が入っております。それ以外につきましては、事前にお示しさせていただきましたものと内容については変わっておりません。時間をある程度区切つていただいて結構ですので、ご意見いただいて、ここで決まったものについては変更をかけていきたいと思ひしております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前にいただいておりましたので、目を通していただけたものと思ひま

<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 ・佐藤委員長 ・佐藤委員長 ・児玉教育長 ・山田管理主 事 ・佐藤委員長 ・仲川委員 	<p>すが、いかがでしょう。ちょっと変更点もありますので、以前のものと比較されて30分まで時間短いですが、ちょっと確認していただけますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（資料確認） ・ それでは、今日改めていただきましたものについて確認をいただいたわけですが、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。いかがでしょうか。 ・ 事務局の案で、こういうことを言うのも変なんです、1ページのところの下から5行に、基本計画にかかる施策とその内容についてという、こういう限定した言い方をすると、さっき山田管理が説明した29年度に取り組むとか、具体的な、これが含まれないような気がする、「内容を中心に」ぐらいに述べるとよいのかなど。その内容を中心に報告させていただくというような形でいかがでしょうか。 ・ 幅をもたせた表現というようなことになるのでしょうか。山田管理さん、いかがでしょうか。 ・ 私は言われたとおりにしますので、皆さんがそれでよろしければ。 ・ 先ほどの基本目標5のところ、社会教育に関するところ、見直していただいたこととありますが、非常に具体的で、先ほど話合った件についても盛り込まれているなど思いながら見せていただきました。具体的でよいなど思ったんですが、また全てにわたって網羅しているわけではないので、何々を中心ということによろしいのかなど私は思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。特にご意見等ありましたらお願いします。 ・ 他にこの文言は、又はこの表記は、文字としても出ますので、ご指摘いただければと思います。 ・ 全体としては私、これでよくできていると考えています。また事務局の方でよく隅々まで見ていただいて、ここはちょっとおかしいというところがあったら是非見直していただきたいと思います。 ・ 重箱の隅をほじくりませんが、2ページのアンダーラインを引いてあるところなんです、私もよく間違うんですが、日本語の中にカンマを使うというのが最近のこういう出版物の悪い癖なんです。日本語にはもともとカンマはなかったはずなんですけれども、点を使うべきところをカンマを使う。2ページの真ん中になぜか1か所だけカンマがある。他にないか後で探してみてください。使ってあれば点に直していただきたいと思います。 ・ それから、同じページの赤のアンダーラインしてある所の最後の文章なんです、つながりがどうも悪いなど考えています。「家庭学習に関する研修会の開催や佐渡市としての指標づくりを進める」この文章そのものはよいのですが、前から読んだ時にぶつっと切れて、何かつなぎの言葉が必要だろう。例えば「あわせて」というふうな言葉が必要かなど、ちょっと疑問に思ったところです。 ・ 次の3ページの上から2行目なんです、ここに平成30年度に佐渡市で開催される新潟県同和教育研究大会研究指定校を中心としての内容はよく
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 ・委員全員 ・佐藤委員長 ・山田管理主事 	<p>わかりました。ただし、開催されるのは第1回なのですが、かぎ括弧の後に「の」か何か入れないと、「開催される」は「研究指定校」にかかっている文構成になるので、助詞を1つ入れておいた方がよいかなと思います。細かくて申しわけないです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ もう一つ細かいこと言わせてください。同じ3ページの基本目標2の上の文章、すぐ上の「幼児期の子育て環境を充実するための財政支援」と書いてあります。「子育て環境を充実する」という言い方はちょっと不自然かなと思います。「環境を充実させる」というふうに文言変えるべきところと思っています。参考にしてください。 ・ 繰り返しますが、よろしいでしょうか。他にお気づきの点いかがでしょうか。よろしいですか。 ・ 質疑なし。 ・ 特にないようでしたら質疑なしと認めます。 ・ それでは、ただいま委員の皆様から確認、そしてご指摘一部ありましたが、そこを修正したものを総務課の方へこれから届ける、こういう手順で進めて貰いたいと思います。では、事務局そのようによろしくお願いします。 ・ ありがとうございます。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、日程第8、報告事項であります。次の報告事項は人事に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第7条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手) ・ 全員挙手であります。 ・ それでは、秘密会といたします。
<p style="text-align: center;">【秘密会】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・吉田学校教育課長 	<p>(小中学校の卒業式への出席について学校教育課長から説明があった。)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ もし皆さんご都合よろしければ私の方で配置をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。過去に行った先等を勘案しながら、できるだけまた違う所へ行っていただくような計画にしますが。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、委員の皆さん何かありますか、この際。よろしいですか。 (発言なし)
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ないようですので、次の日程第9、次回の臨時会の確認、それから定例会の開催日について事務局の説明を求めます。お願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時会につきましては、2月28日をお願いしたいと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 	<p>(各委員の都合を調整した。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、臨時会は2月28日火曜日9時及び3月4日土曜日16時。で

<p>・佐藤委員長</p>	<p>は、3月の定例会の予定を。 (各委員の都合を調整した。)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 定例会は3月28日午後1時30分からということです。・ 以上で平成29年第2回の佐渡市教育委員会定例会を閉会します。 <p style="text-align: right;">午前11時18分終了</p>
---------------	--